

○（参考）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十号）による改正条文対照表

（傍線部分は労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十一号）の改正部分、

網掛部分は本改正による改正部分）

※本改正による改正条項のみ抜粋した改正後の新旧対照表

<p>労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十号）改正後欄</p>	<p>労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十号）改正前欄</p>
<p>【労働安全衛生規則】 第三十四条の二の六（略）</p>	<p>【労働安全衛生規則】 第三十四条の二の六（略） （新設）</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、一・四―ジクロロ―ニ―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンストン、硫酸ジエチル、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならない。</p>	<p>【特定化学物質障害予防規則】 第三十六条の三の二（略）</p>
<p>2 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じ</p>	<p>【特定化学物質障害予防規則】 （新設）</p>

なければならない。この場合においては、第三十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

6 | 一、三 | (略)

6 | 二、九 | (略)

【有機溶剤中毒予防規則】

第二十八条の三の二 (略)

2 | 一、四 | (略)

5 | 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定による測定を行うことを要しない。

一、三 | (略)

6 | 一、七 | (略)

【鉛中毒予防規則】

第五十二条の三の二 (略)

2 | 一、四 | (略)

5 | 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第五十二条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一、三 | (略)

6 | 一、七 | (略)

【粉じん障害防止規則】

第二十六条の三の二 (略)

2 | 一、四 | (略)

5 | 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十六条第一項の規

【有機溶剤中毒予防規則】
(新設)

【鉛中毒予防規則】
(新設)

【粉じん障害防止規則】
(新設)

6| 一定による測定を行うことを要しない。
・ 7| 三 (略)
(略)